

新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">探鉱準備金及び新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第22条の規定による探鉱準備金の積立てを行う場合又は同法第23条の規定による新鉱床探鉱費の特別控除の適用を受けるときに使用します。</p> <p>なお、この明細書は、探鉱準備金又は新鉱床探鉱費の特別控除の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「1の(1) 探鉱準備金の積立額の計算の明細」について</p> <p>「①」欄には、本年の指定期間内における次の収入金額の合計額を記載します。</p> <p>イ 鉱物の販売による収入金額</p> <p>ロ 鉱物を原材料として製造した物品の販売による収入金額 \times $\frac{\text{原材料である鉱物の採掘から選鉱までに要した原材料費、労務費及び経費の合計額}}{\text{その物品の製造に要した原材料費、労務費及び経費の合計額}}$</p> <p>(2) 「1の(2) 探鉱準備金の取崩しに関する明細」について</p> <p>イ 「③」欄には、前年から繰り越された準備金を、本年中に任意に取り崩した場合にその取崩額を記載します。</p> <p>ロ 「④」欄には、積み立てた年の翌年1月1日から3年を経過した準備金について、次の金額を記載します。</p> <p style="text-align: center;">（本年の年初に繰り越された額）－（本年中に任意に取り崩した額）</p> <p>（注）この準備金は、積み立てた年の翌年1月1日から3年を経過したときは、経過した日の属する年に、取り崩して総収入金額を算入することになっています。</p> <p>(3) 「2 新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書」について</p> <p>「⑦」欄には、本年中に支出した探鉱のための地質調査、ボーリング、坑道の掘さくに必要な費用等の合計額を記載します。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 措法第22条、第23条</p>	<p style="text-align: center;">探鉱準備金及び新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第22条の規定による探鉱準備金の積立てを行う場合又は同法第23条の規定による新鉱床探鉱費の特別控除の適用を受けるときに使用します。</p> <p>なお、この明細書は、探鉱準備金又は新鉱床探鉱費の特別控除の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「1の(1) 探鉱準備金の積立額の計算の明細」について</p> <p>「①」欄には、本年の指定期間内における次の収入金額の合計額を記載します。</p> <p>イ 鉱物の販売による収入金額</p> <p>ロ 鉱物を原材料として製造した物品の販売による収入金額 \times $\frac{\text{原材料である鉱物の採掘から選鉱までに要した原材料、労務費及び経費の合計額}}{\text{その物品の製造に要した原材料、労務費及び経費の合計額}}$</p> <p>(2) 「1の(2) 探鉱準備金の取崩しに関する明細」について</p> <p>イ 「③」欄には、前年から繰り越された準備金を、本年中に任意に取り崩した場合にその取崩額を記載します。</p> <p>ロ 「④」欄には、積み立てた年の翌年1月1日から3年を経過した準備金について、次の金額を記載します。</p> <p style="text-align: center;">（本年の年初に繰り越された額）－（本年中に任意に取り崩した額）</p> <p>（注）この準備金は、積み立てた年の翌年1月1日から3年を経過したときは、経過した日の属する年に、取り崩して総収入金額を算入することになっています。</p> <p>(3) 「2 新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書」について</p> <p>「⑦」欄には、本年中に支出した探鉱のための地質調査、ボーリング、坑道の掘さくに必要な費用等の合計額を記載します。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 措法第22条、第23条</p>